

社会福祉法人信青会役員等に関する報酬等規程

平成31年3月31日 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信青会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬（賞与及び退職手当を除く。）

(常勤役員等の報酬等)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、無報酬とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬については、別表第1に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員等には、評議員、役員、評議員選任・解任委員の費用弁償に関する規程により支給する。

(報酬の不支給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、法令の定めに基づき控除すべき金額及び本人からの申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(必要事項)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この規程は、平成30年4月に開催される評議員会において決議された日から実施し、同年4月15日から適用する。
- 1 この規程は、一部改正により令和元年6月25日に開催される評議員会において決議された日から施行する。

別表第1（第4条関係）

非常勤役員等の報酬

評 議 員	法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円
理 事	法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円
監 事	法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円